

第 1 分野

平成 26 年度（2014 年度）の中小企業・小規模事業者の動向

1

我が国経済の動向

我が国経済の動向



学習事項 2015年版『中小企業白書』P2～P17

このテーマの要点

2014年度における我が国経済の動向を概観する

2014年度の我が国経済は、アベノミクスの効果が現れ、景気が緩やかな回復基調をたどる中で、消費税率引上げの影響により大きく変動した。

まず、アベノミクスの効果により、消費者物価が緩やかに上昇する中、景気回復の機運とあいまって、設備投資の持ち直しや有効求人倍率の上昇など、企業行動の活発化につながった。一方、2014年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動等の影響により我が国経済は大きく変動し、同年8月以降も天候不順等の影響から、個人消費を中心に弱い動きがみられた。しかし、2014年は公共投資が景気を下支えし、2015年に入り、生産、輸出にも持ち直しの動きがみられるようになった。こうした中、企業収益にも改善の動きがみられるようになり、雇用環境も改善が続いている。他方、引き続き厳しい経営状態となっている中小企業・小規模事業者も多数存在する。

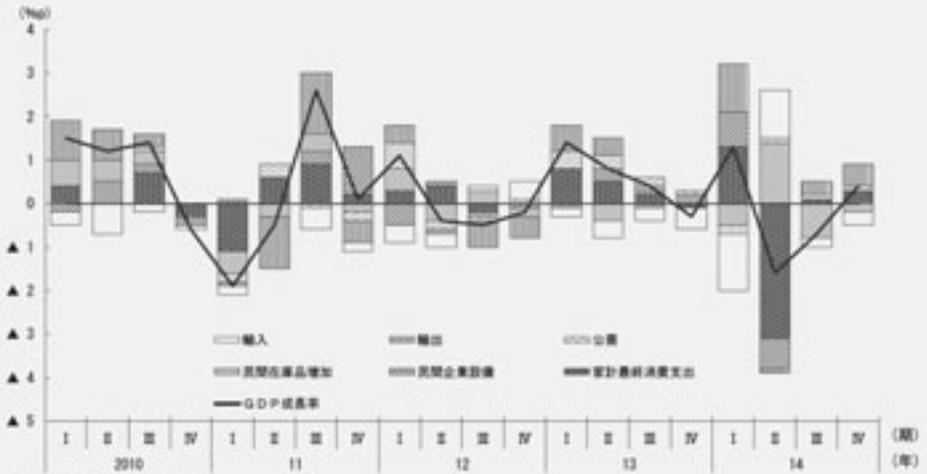
1

最近の我が国経済の動向（P2）※左記載のページ数は『2015年版中小企業白書』に準拠。

我が国経済は、2012年半ば以降、世界経済の減速等を背景に弱い動きを見せていたが、2012年末以降、アベノミクスの「三本の矢」の効果もあり、我が国経済は持ち直しに転じた。しかし、2014年上期には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動により大きく変動し、同年4月以降においては、夏の天候不順の影響等もあり、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復に遅れもみられた。しかしながら、同年末頃から、原油価格下落の影響や、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いている。

実質GDP成長率の推移で見てみると、2013年1-3月期に、個人消費、輸出、公需が大きくプラスに寄与し、増加に転じた（第1-1-1図）。2014年1-3月期には消費税率引上げに伴う駆け込み需要もあり大きくプラス成長となったが、同年4-6月期にはその反動もあり、マイナス成長となった。しかし、同年10-12月期には輸出や個人消費の伸びから増加に転じており、今後についても、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかに回復していくことが期待される。

第1-1-1図 実質GDP成長率の推移

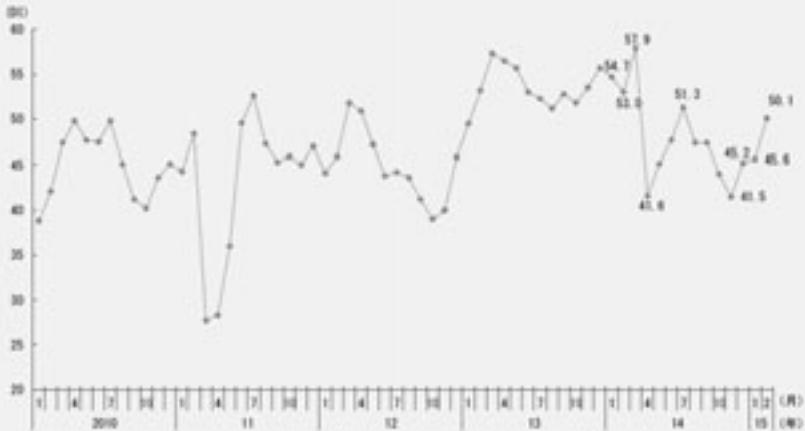


資料：内閣府「国民経済計算」
 (注) 1. 2005年暦年連鎖価格方式。
 2. 数値は、「四半期別GDP速報 2014年10-12月期 2次速報」(2015年3月9日公表)による。

街角の景況感を、内閣府「景気ウォッチャー調査」により、現状判断DIの推移で見ていくと(第1-1-3図)、街角の景況感は、一部に弱さが残るものの、緩やかな回復基調が続いていることがわかる。

平成26年度(2014年度)の中小企業・小規模事業者の動向

第1-1-3図 全国の現状判断DIの推移



資料：内閣府「景気ウォッチャー調査」

Keyword

▶ アベノミクスの「三本の矢」

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の3つを指す。

▶ 景気ウォッチャー調査

内閣府「景気ウォッチャー調査」は、地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの景気動向を的確かつ迅速に把握する目的で実施されている。このため、地域の景況感について、より肌感覚に近い「街角の景況感」を知ることができる。

▶ DI

ディフュージョン・インデックス (Diffusion Index、DI) とは、構成する指標のうち、改善している指標の割合を算出したものである。景気の新経済部門への波及の度合い (波及度) を測定することを主な目的とする。

2 消費の動向 (P5)

消費の動向について、内閣府「消費総合指数」をみると、底堅い動きで推移している。

消費税率上げが消費の動向に与えた影響について、1997年の引上げ時との比較を通じてその特徴を確認する。1997年当時の消費の動きは、消費税率引上げ前の駆け込み需要で1997年3月に上昇した後、同年4月には反動により減少したものの、同年5月には回復し、その後、半年程度でおおむね消費税率引上げ前の水準まで戻っている。他方、今回の引上げについて見てみると、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動により2014年4月に落ち込み、その後は緩やかに回復しているが、依然弱さが残る状況が続いている。こうした消費の回復の遅れは、前回引上げ時の動きとは異なっている。

3 民間設備投資の動向 (P7)

製造業について見ると、大企業ではリーマン・ショックの影響等を背景に、2009年に大きく減少した後、その後は低水準で推移しているが、2014年以降は持ち直しの動きがみられる。中小企業では、リーマン・ショックの影響等を背景に2009年に大きく減少した後、2010年には持ち直したものの、2007年と比べて低水準で推移している。

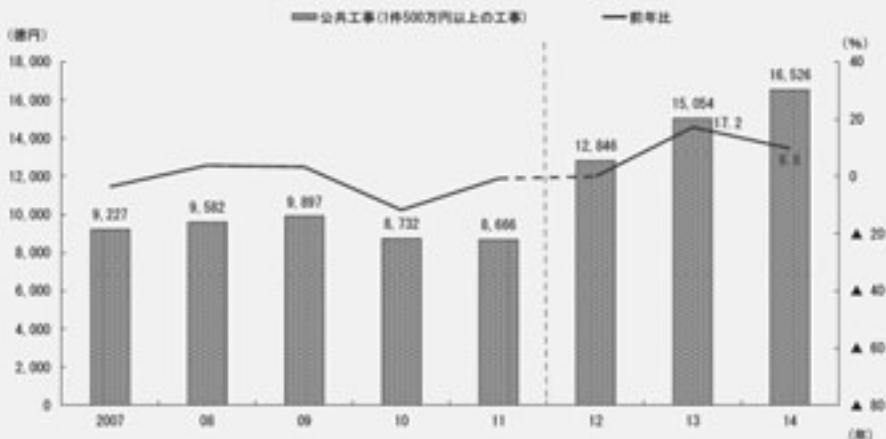
非製造業を見ると、大企業では2007年以降減少し、その後低水準で推移している。中小企業では、リーマン・ショックの影響等を背景に2009年に大きく減少した後、2010年には持ち直したものの、2007年と比べて低水準で推移していたが、2013年後半以降は持ち直しの動きもみられる。

リーマン・ショック以降、低水準が続いていた企業の設備投資だが、足下では持ち直しの動きがみられており、企業が現在の景気回復の機運を設備投資につなげていくことができるか引き続き注視していく必要がある。

4 公共投資の動向 (P9)

国土交通省「建設工事受注動態統計調査」により、公共工事契約額の推移を見ると、公共工事契約額は高水準で推移しており、2014年の消費税率引上げ後の局面では、公共投資が景気を下支えしていたといえる(第1-1-7図)。

第1-1-7図 公共工事契約額の推移



資料：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

(注) 1. 公共工事契約額は、発注機関別調査契約額。

2. 建設工事受注動態統計調査は2013年4月以降推計方法を変更しており(2012年～2013年3月分は参考値として再推計されたものを使用)、2011年までの数値と2012年以降の数値は単純に比較できるものではないが、ここでは参考として掲載。

5 輸出の動向 (P9)

輸出の状況を見ると、2014年半ばまでは横ばいで推移していたが、足下ではこのところ持ち直しの動きがみられる。

6 生産の動向 (P11)

我が国の生産は、2014年半ば以降、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあり、弱含んだが、その後、2015年に入り再び持ち直しの動きがみられる。

7 企業収益 (P12)

企業収益の動向について見ると、製造業では、2013年1-3月期以降、大企業が先行する形で国内企業の経常利益は持ち直しており、中小企業においても持ち直しの動きがみられるが、2014年以降は円安方向

の動きに伴う原材料・エネルギーコストの上昇等を背景に持ち直しに足踏みがみられる。

非製造業では、2013年1-3月期以降、大企業が先行する形で国内企業の経常利益は持ち直しており、2014年以降は中小企業においても持ち直している。また、非製造業では、大企業、中小企業ともに足下の経常利益の水準がリーマン・ショック前の水準を大きく上回る状況となっている。

8 雇用 (P14)

完全失業率は、2008年半ば以降に大きく上昇し、2009年7月には5.5%となったが、その後は着実に改善が続いている。また、有効求人倍率についても2008年半ば以降大きく低下し、2009年8月には0.42倍となったが、その後は着実に改善し、特に2013年11月以降は、月間有効求人数が月間有効求職者数を上回る状態が続いている。先行きについても、引き続き改善傾向が続くものと見込まれるが、企業側から見ると人材の不足感が強まっており、今後ますます不足感が強まっていくことが懸念される。

2

中小企業・小規模事業者の動向

中小企業・小規模事業者の動向



学習事項 2015年版『中小企業白書』P18~P37

このテーマの要点

中小企業・小規模事業者の動向

比較的厳しい経営状況が続く中小企業・小規模事業者においては、消費税率引上げによる駆け込み需要の反動の影響、原材料・エネルギーコストの増加の影響等から、景況感を示す指標に弱い動きもみられた。

しかし足下では、国内石油製品価格の下落やマクロ経済環境の持ち直し等から、**中小企業・小規模事業者の景況感に持ち直しの動きがみられる**。ただし、消費税率引上げや原材料・エネルギー価格の上昇に伴って顕在化した中小企業・小規模事業者の価格転嫁問題等については、引き続き注視が必要な状況であり、現在、政府としても対策を講じているところである。

1 業況 (P18)

中小企業・小規模事業者の業況判断DIは、アベノミクスの「三本の矢」の効果もあり、改善基調で推移した。足下の2015年1-3月期には、前期から上昇し、持ち直しの動きを示している。先行きの見通しについても、持ち直しの動きとなっている。

企業規模別に見ると、**中規模企業は中小企業全体の動きより高い水準で推移しているのに対し、小規模事業者は全体より低い水準にあり、中規模企業と比べてより厳しい状況となっている**。

地域別の業況判断DIは、地域ごとに水準の差はあるものの持ち直しの動きがみられる。

業種別に業況判断DIの推移を見ると、2014年1-3月期には全ての業種においてマイナス幅が縮小しており、**特に建設業については1994年の統計開始以来、初めてプラス水準を記録するなどの改善を見せていたが**、同年4-6月期には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動等もあり、全業種においてマイナス幅が拡大した。同年7-9月期には、建設業以外の全業種でマイナス幅が縮小し、足下では持ち直しの動きを示しているが、建設業など一部の業種で足踏みがみられる。

2 消費税率引き上げが中小企業・小規模事業者に与えた影響 (P20)

消費税率引上げ前後の中小企業の売上DIの動きを見ると、建設関連、設備投資関連、その他で消費税率引上げ前の駆け込み需要及び引上げ後の反動と思われる動きが確認できるが、**家電関連、食生活関連、衣生活関連では顕著な動きは確認できない**。

前回の引上げとの比較で見ると、**今回の消費税率引上げは前回よりも引上げ前後の影響がより顕著**

に出る結果となっており、あえて言えば、前回は家電関連で引上げ前後の動きが若干顕著に出ている。また、今回の引上げ後の売上DIの推移を見ると、相対的に底堅く推移している様子が分かる。

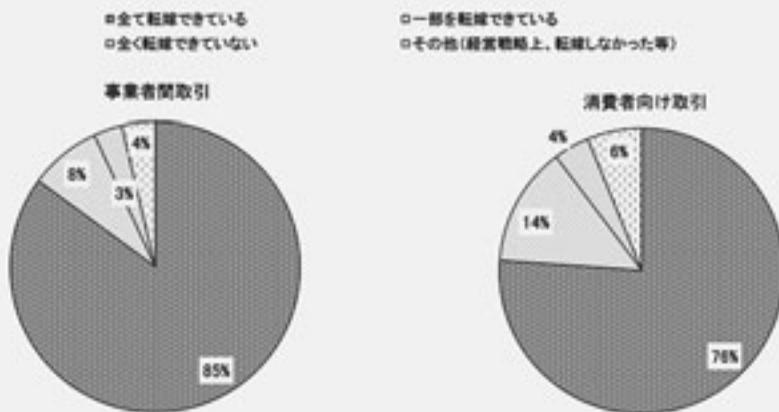
消費税率引上げ前後の小企業の売上DIの動きを見ると、製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、運輸業で消費税率引上げ前の駆け込み需要及び引上げ後の反動と思われる動きが確認できるが、飲食店では顕著な動きは確認できない。

前回の引上げとの比較で見ると、今回の引上げ後の売上DIの推移は、前回と比べて底堅く推移しているが、小売業については前回と同様弱い動きとなっている。

以上から、今回の消費税率引上げにより、中小企業、とりわけ小企業は大きな影響を受けていることが分かった。

「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査」(第1-2-4図)によると、2015年2月時点では、事業者間取引については85%、消費者向け取引については76%の事業者が「全て転嫁できている」と回答している一方、事業者間取引については3%、消費者向け取引については4%の事業者が「全く転嫁できていない」と回答している。

第1-2-4図 消費税を適切に価格転嫁できている中小企業の割合



資料：中小企業庁「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査」2015年2月

このように、今回の消費税率引上げは、中小企業・小規模事業者の売上等に大きな影響をもたらしたことを確認してきたが、今後も、中小企業・小規模事業者の消費税の販売価格への転嫁状況等について、引き続き注視していく必要がある。

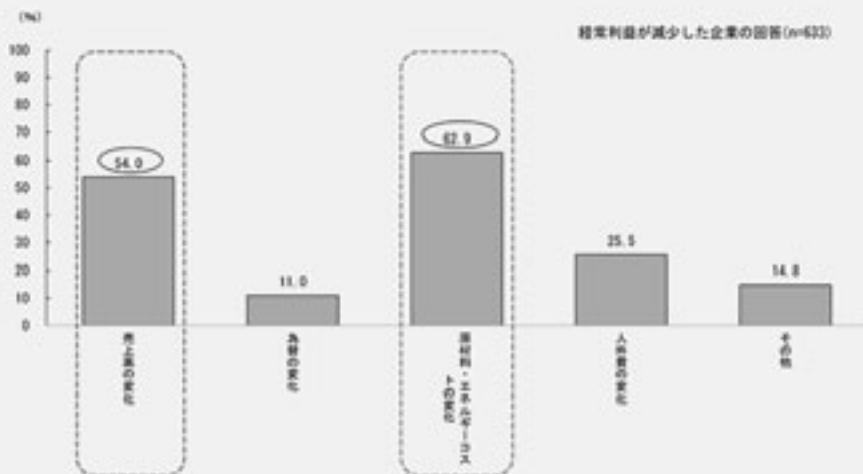
3 原材料・商品仕入単価、売上単価、採算 (P24)

売上単価は緩やかに上昇した一方で、原材料・商品仕入単価 DI も上昇し、採算 DI は下押しされた。消費税率引上げの影響もあり原材料・商品仕入単価 DI が上昇し、この間採算 DI も悪化した。その後は低下した。他方で、採算 DI が低下していることを考えると、中小企業・小規模事業者は、原材料・商品仕入単価の上昇を売上単価に十分に転嫁できていない可能性があるといえる。

2013年10月頃と比べて、経常利益が「増加」と答えた企業の割合は38.8%である一方、「減少」と答えた企業の割合は47.6%となった。経常利益の状況を業種別に見ると、加工組立型製造業、建設業で「増加」と答えた企業の割合が、「減少」と答えた企業の割合を上回る一方、小売業、運輸・郵便業、サービス業、卸売業、生活関連型製造業、基礎素材型製造業で「減少」と答えた企業の割合が、「増加」と答えた企業の割合を上回った。

経常利益が減少した企業の減少の要因を見ると、最も多いのが「原材料・エネルギーコストの変化」(62.9%)、次に多い要因が、「売上高の変化」(54.0%)となった(第1-2-6②図)。

第1-2-6②図 経常利益減少の要因



資料：中小企業庁「この1年の中小企業・小規模企業の経営状況の変化について」(2014年11月)

(注) 1. 調査期間は、2014年10月2～10日。

2. 全国の商工会議所、商工会、中央会を通じて中小企業・小規模事業者に調査を実施。

さらに、価格転嫁の状況を尋ねたところ、これまでの価格転嫁の状況については、価格転嫁が困難と答えた企業が半数以上(56.3%)となった一方、価格転嫁ができていると答えた企業は14.8%となった。また、今後の価格転嫁の見込みについては、価格転嫁が困難と答えた企業は半数近く(48.9%)となっている一方、価格転嫁ができると答えた企業は14.7%となっており、価格転嫁が困難な実態が明らかになった。

Keyword

▶ 下請取引ガイドライン

経済産業省では、取引条件の改善について、2014年10月に、各公的金融機関における返済条件の変更への対応や、下請代金法に基づく立入検査等から成る転嫁対策の政策パッケージを打ち出した。2015年1月には、業種ごとの「下請取引ガイドライン」に模範となる事例を追加するなどの改訂、このガイドラインに沿った取引適正化の要請と実施状況のフォローアップ、及び下請代金法に基づく大企業に対する集中的な立入検査の更なる徹底を行うこととした。このように、原材料・エネルギー価格の上昇により立場の弱い中小企業者・小規模事業者にしわ寄せがいかないよう、政府として転嫁対策に万全を期している。

4 生産 (P28)

中小企業・小規模事業者の生産は、**緩やかに持ち直しの動きがみられる**。業種別に見ると、とりわけ電気機械工業、化学工業については比較的高水準で推移している一方、鉄鋼業、輸送機械工業は足下で弱い動きとなっている。

5 設備 (P29)

製造業ではプラス幅が縮小し、**過剰感が緩和され、ほぼ横ばい**となっている。

また、非製造業においても、「不足」が「過剰」を上回るなど、**中小企業の設備に対する不足感は強まっている**。

6 雇用 (P30)

2009年以降我が国経済全体における雇用環境が着実に改善する中、中小企業・小規模事業者では、従業員の過剰感が次第に解消され、不足感が強まっている。とりわけ**建設業、サービス業については、他の業種と比べて不足感が強い状況**となっている。

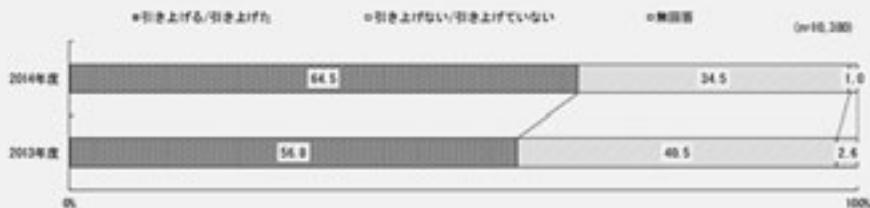
求人を見るとき地域ごとにばらつきがある。有効求人倍率を都道府県ごとに見ると、有効求人倍率が1.0以上の都道府県が25である一方、1.0を下回る道府県は22あり、求人状況は地域によりばらつきがあることが分かる。

7 中小企業・小規模事業者の賃上げの状況 (P32)

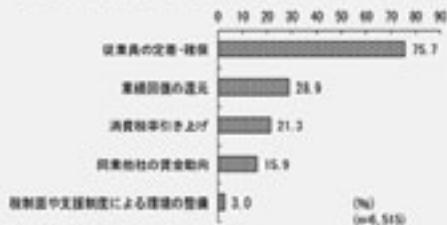
「中小企業の雇用状況に関する調査」によると、常用労働者（いわゆる正社員）の一人当たり平均賃金（定期昇給を含む）を「引き上げる/引き上げた」とする中小企業・小規模事業者の割合は2013年度では56.8%であったのに対し、2014年度では64.5%となっており、増加している（第1-2-11図（1））。

第1-2-11図 中小企業・小規模事業者における賃上げの状況

(1) 常用労働者の一人あたり平均賃金の引上げ(定期昇給を含む)の状況



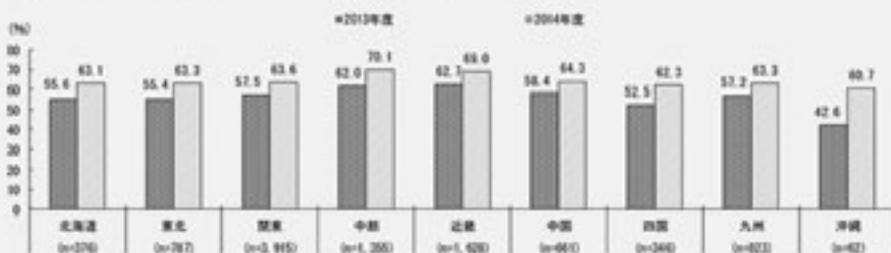
(2) 平成26年度に常用労働者の一人あたり平均賃金を引き上げる/引き上げた主な理由



(3) 平成26年度に賃金を引き上げない/引き上げていない主な理由



(4) 地域ブロック別、賃金を「引き上げた」とする企業の割合



資料：中小企業庁「中小企業の雇用状況に関する調査」(2014年8月)

また、賃金を「引き上げる/引き上げた」主な理由としては、「**従業員の定着・確保**」が75.7%と最も多くなっており、**中小企業の人手不足感が表れた結果**となっている(第1-2-11図(2))。

逆に賃金を「引き上げない/引き上げていない」とした企業について、その主な理由を尋ねたところ、「**業績の低迷**」が71.7%と最も多くなっており、**業績の低迷が賃上げを妨げている状況**が分かる(第1-2-11図(3))。また、次いで「**資金より従業員の雇用維持を優先**」、「**原油・原材料価格の高騰**」が多くなっており、**賃上げを妨げる要因として雇用維持への努力やコストアップの影響**があることが分かる。

また、賃金を「引き上げる/引き上げた」と回答した企業の地域ごとの実施割合を見ると、2013年度においては、都市部(関東・中部・近畿)の平均割合が58.2%と他の地域よりも高かったが、2014年度においては**全地域においてこの値を上回る状況**となっている(第1-2-11図(4))。

以上で見てきたとおり、2014年度に賃上げを実施した中小企業・小規模事業者は2013年度に比べ全

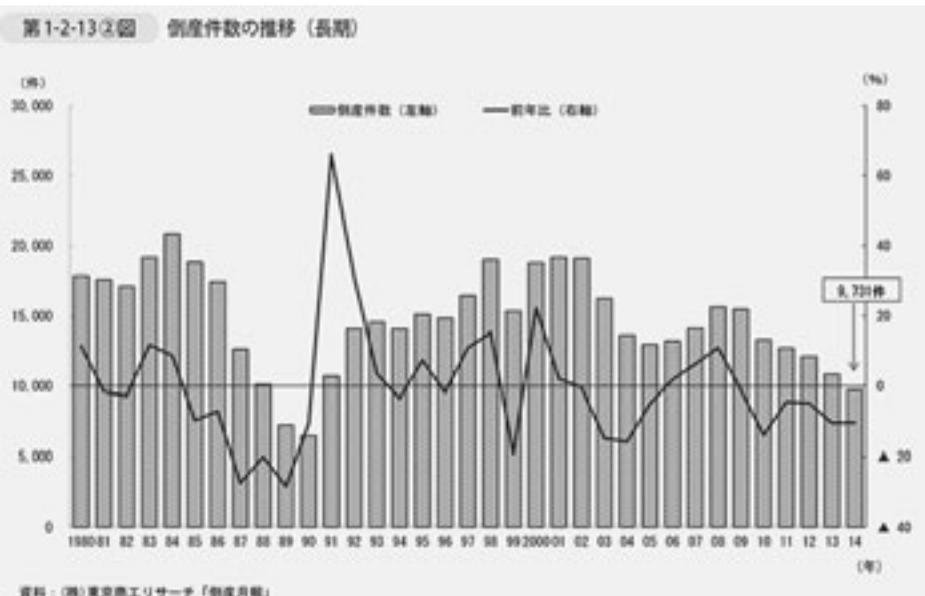
的に増加し、地域間の格差も少なくなっており、中小企業へ「経済の好循環」が着実に波及しつつあるといえる。

8 資金繰り (P33)

景況調査により、中小企業・小規模事業者の資金繰り DI はマイナス幅が縮小傾向にあり、**着実に改善**している。

9 倒産 (P34)

中小企業・小規模事業者の倒産件数は、資金繰りの改善等を背景に2009年以降着実に減少している。大企業を含めた全倒産件数を長期で見ると、2014年の年間倒産件数は9,731件となり、1990年以来**24年ぶりに1万件を下回る低水準**となった(第1-2-13②図)。



前年比では10.3%減となり、2009年以降、6年連続で前年を下回っている。都道府県別では、33都道府県において前年を下回り、全国的に倒産が減少した。

10 まとめ (P37)

以上で見てきたように、比較的厳しい経営状況が続く中小企業・小規模事業者においては、消費税率引

上げによる駆け込み需要の反動の影響、原材料・エネルギーコストの増加の影響等から、景況感を示す指標に弱い動きもみられた。

しかし足下では、国内石油製品価格の下落やマクロ経済環境の持ち直し等から、中小企業・小規模事業者の景況感に持ち直しの動きがみられる。ただし、消費税率引上げや原材料・エネルギー価格の上昇に伴って顕在化した中小企業・小規模事業者の価格転嫁問題等については、引き続き注視が必要な状況であり、現在、政府としても対策を講じているところである。

A large empty rectangular box with a thin blue border, occupying most of the page below the header. It is intended for a drawing or diagram.

第 5 分野

経営サポート

1

創業・ベンチャー支援

新創業融資制度



学習事項 新創業融資制度

このテーマの要点

創業するか税務申告を2期終えていない者が無担保・無保証人で利用できる融資制度

新創業融資制度とは、これから創業するまたは税務申告を2期終えていない者が、事業計画（ビジネスプラン）の的確性が認められれば、**無担保・無保証人で、3,000万円（運転資金は1,500万円）**を限度として**日本政策金融公庫（国民生活事業）**および沖縄振興開発金融公庫から融資を受けられる制度である。

過去問
トライアル

平成26年度 第23問

新創業融資制度

これから創業するA氏は、創業資金の借入れについて、中小企業診断士のB氏に相談を行った。B氏は、A氏に日本政策金融公庫の「新創業融資制度」を紹介することにした。
この制度に関する、B氏のA氏への説明として、最も適切なものはどれか。

- ア 貸付利率は、基準利率より低い金利です。
- イ 資金用途は、創業時に必要な設備資金ですので、運転資金は対象になりません。
- ウ 事前の経営相談、事後の経営指導を受けることが条件になります。
- エ 担保や保証条件は、原則として、無担保・無保証人です。

1 対象者

下記1～3のいずれかに該当する者

- 1 雇用（パートを含む）創出を伴う事業を始める者
- 2 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める者
- 3 上記要件のいずれかで開業した者で、**税務申告を2期終えていない者**

2 支援内容

融資条件・内容は下記のとおりである。

- 1 開業資金総額の1/10以上の**自己資金**が確認できること
- 2 貸付限度額は3,000万円（うち**運転資金**は1,500万円）
- 3 **設備資金**15年以内（うち据置期間2年以内）・**運転資金**5年（特に必要な場合7年）以内（うち据置期間1年以内）
- 4 原則として、**無担保・無保証人**

3 利用方法

利用の流れは下記のとおりである。

- 1 日本政策金融公庫（国民生活事業）への申し込み
- 2 ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について、日本政策金融公庫（国民生活事業）が審査
- 3 審査結果の通知
- 4 日本政策金融公庫（国民生活事業）と申込者間で契約締結、融資実行

過去問トライアル解答

工

2

経営革新支援

経営革新支援



学習事項 経営革新支援

このテーマの要点

経営の向上を図るために、新たな事業活動を行う経営革新を支援する

中小企業が、経営の向上を図るために、新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると、低利の融資制度や信用保証の特例など、多様な支援を受けることができる。

過去問

平成26年度 第27問

トライアル

経営革新支援

次の文章の空欄に入る語句として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

中小企業新事業活動促進法では「経営革新」を、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義している。

この法律に基づいて、中小企業者が「経営革新計画」の承認を受けると、低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができる。

経営革新計画として承認されるためには、計画期間(3年間～5年間)終了時における経営指標の「伸び率」が要件のひとつとなる。経営革新計画の目標として採用される複数の経営指標のうち、の目標伸び率は、5年計画であれば、5%以上である。

[解答群]

- ア 営業利益
- イ 経常利益
- ウ 従業員1人当たり付加価値額
- エ 付加価値額

1 対象者

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、中小企業新事業活動促進法に基づく、都道府県または国の承認を受けた中小企業者、組合等。

2 経営革新の要件

1 事業内容が以下の四つのいずれかに該当する取り組みであること

- (1) 新商品の開発や生産
- (2) 新役務（サービス）の開発や提供
- (3) 商品の新たな生産方法や販売方式の導入
- (4) 役務（サービス）の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

2 経営目標

3～5年の事業計画期間であり、付加価値額または従業員1人当たりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

<図表5-2-1 「経営の相当程度の向上」の定義>

計画終了時	「付加価値額」または1人当たりの付加価値額の伸び率（※1）	「経常利益」の伸び率（※2）
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

（※1）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

（※2）経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費等）

経常利益の計算では、営業外収益は含まない

3 支援内容

経営革新計画の認定を受けると、以下のような支援策が利用できる。

- 1 政府系金融機関による低利融資制度
- 2 信用保証の特例
- 3 特許関係料金減免制度
- 4 販路開拓コーディネート事業

4 利用方法

利用の流れは下記のとおりである。

- 1 都道府県経営革新計画担当課、中小企業支援センター、商工会・商工会議所などに相談
- 2 計画作成後、都道府県または経済産業局に申請
- 3 審査後、承認された場合に承認書が交付される

過去問トライアル解答

イ

M

EMO

3

再生支援

中小企業再生支援協議会



学 習 事 項 中小企業再生支援協議会, 事業引継ぎ支援センター

こ の テ ー マ の 要 点

中小企業再生支援協議会に加え事業引継ぎ支援センターも各都道府県に配置へ

産業競争力強化法（26.1月施行）に基づき都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会では、過剰債務などにより経営状況の悪化があるものの、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業者に対して、常駐する専門家により再生の助言や再生計画作成支援および金融機関との調整などを行う。

また、24年より「事業引継ぎ支援センター」および「事業引継ぎ相談窓口」を設置し、事業引継ぎに係る総合的な支援を行うようになり、「事業引継ぎ支援センター」も27年度中に47都道府県に配置される予定である。

過去問
トライアル

平成24年度 第19問

中小企業再生支援協議会

わが国経済の活性化のためには、独自の技術やノウハウを持ち地域経済を支える中小企業が破綻に追い込まれることがないよう、円滑な再生を進めることが不可欠である。特に、中小企業の再生の必要性・重要性は高く、「中小企業再生支援協議会」を軸とした中小企業の再生の取り組みが行われている。

「中小企業再生支援協議会」に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 47都道府県の認定支援機関に設置されている。
- イ 支援業務部門は、個別支援チームを編成し、再生計画策定支援を行う。
- ウ 支援業務部門は、主要債権者等との連携を図りながら具体的に実現可能な再生計画の策定支援を行う。
- エ 中小企業支援法に基づき設置されている。

1 対象者

- 1 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより、再生が可能な中小企業者。
- 2 事業引継を希望する中小企業者

2 再生支援の流れ

具体的な再生支援の流れは下図のとおりである

1 常駐する専門家による窓口相談（1次対応）

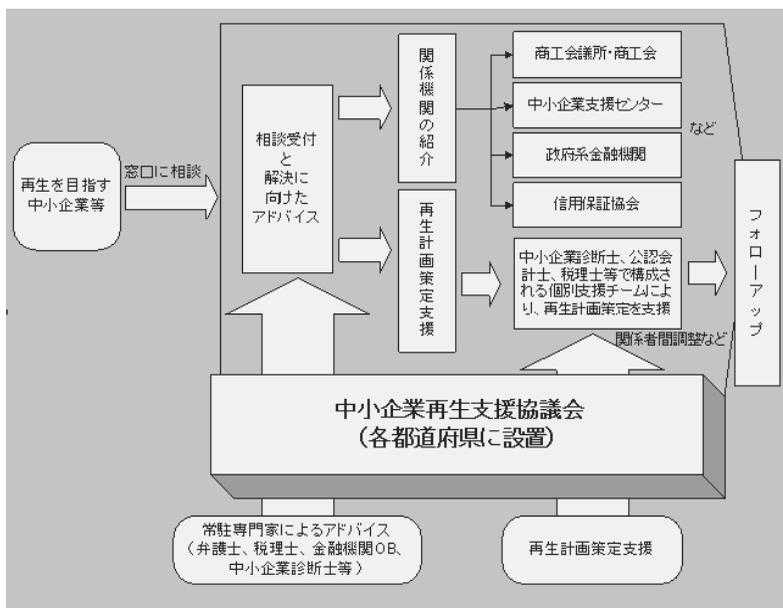
解決に向けたアドバイスを行うと同時に、関係機関での対応が可能な案件と、2次対応が必要な案件に分類する。

2 2次対応

中小企業診断士や公認会計士などの専門家で構成される個別支援チームが作られ、債権者などの関係者との調整も含めて**再生計画策定を支援**する。

2次対応が完了して再生計画を実行する場合は、必要に応じて実行状況のフォローアップを行う。

＜図表5-3-1 再生支援の流れ＞



47 都道府県の各認定支援機関（法律に基づき認定を受けた商工会議所等の支援機関）に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う。

さらに、「**事業引継ぎ支援センター**」を設置し、今後全国的に拡充する予定となっている。同センターでは、「事業引継ぎ相談窓口」に比べ、事業引継ぎに関してより専門的な支援を行う。

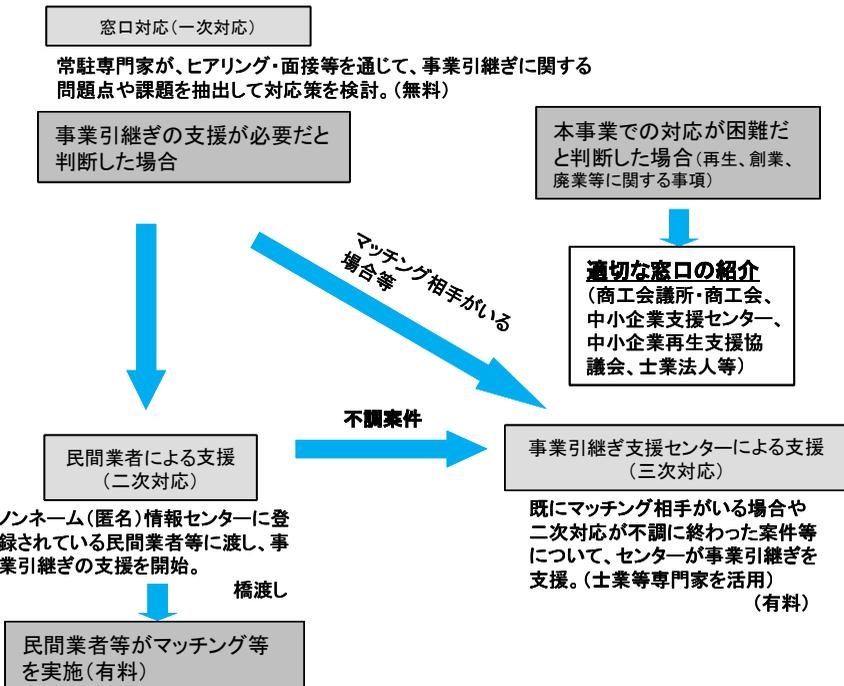
1 事業引継ぎ相談窓口

事業引継ぎを行う上での課題など、様々な中小企業の経営上の課題に窓口相談員が原則として無料で対応し、課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う。順次、下記センターに置き換えられている。

2 事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎに関する専門家（経験のある税理士、金融機関OB等）が、事業引継ぎを希望する企業間の仲介および事業引継ぎ契約の成立に向けた支援等を行う。（平成 27 年 10 月 1 日現在、事業引継ぎ支援センターは全国 37 箇所を設置されており、平成 27 年度中に全都道府県に配置される予定である）

<図表 5-3-2 事業承継支援の流れ>



過去問トライアル解答

エ